

市民病院 市民のための健康講座 無料

- ▶日時 8月20日(木) 午後2時～3時
- ▶場所 市民病院新館4階会議室
- ▶内容 「消化と吸収」～お腹の健康について～
- ▶講師 多田 修治(市民病院消化器内科部長)
- ▶対象 どなたでも
- ▶定員 80人程度(先着順)
- ▶申込み 電話で市民病院地域医療連携室(☎365-1711)へ

※車でお越しの方は、駐車場代が必要です。

健康教室「加齢と摂食嚥下障害」 無料

- ▶日時 8月27日(木) 午後1時～2時
- ▶場所 植木病院 2階会議室
- ▶講師 鶴本 泰之(植木病院内科医長)
- ▶対象 どなたでも
- ▶申込み 当日直接会場へ
(植木病院事務局 ☎273-2111)

**二種混合(ジフテリア・破傷風)の 無料
予防接種を受けましょう**

- まだ済んでいない方は早めに受けましょう。
- ▶接種期間 通年
- ▶場所 本市の指定医療機関
- ▶対象 11歳～13歳未満の方
※小学6年生に個別にお知らせのはがきを送っています。
- ▶持参物 親子(母子)健康手帳、お持ちの方はお送りしたはがき
(感染症対策課 ☎364-3189)

**国保特定健診・後期高齢者健診のご案内
～健診で自覚症状のない
生活習慣病のリスクを調べましょう～**

40歳以上の国保加入者と、後期高齢者医療保険加入者の方を対象に下記の日程で集団健診を行います。市内約400か所の実施機関でも受診できます。

期 日	場 所	申 込 み
8月19日(水) ～21日(金)	JA北部支店 (北区鹿子木町123)	JA熊本厚生連 ☎328-1256へ
※19、20日は胃がん検診も受けられます。胃がん検診の申込みは不要です。胃がん検診について詳しくは、P14をご覧ください。		
8月26日(水)	JA西部支店(西区小島7丁目3-13)	
8月27日(木)	JA池上支店(西区池上町922-3)	
9月17日(木)	雁回館(南区富合町清藤405-1)	ひごまるコール (健診専用) ☎334-1507へ

(国保年金課 ☎328-2290)

**植木地区の集団健診の申込みを8月20日から開始します
申込みはひごまるコールへ！**

- 健診日程(予定) 11月10日(火)～12日(木)
- 場所 かがやき館(植木病院横) ●申込期間 8月20日～9月10日まで
- 申込み 電話でひごまるコール健診専用(☎334-1507)へ
※保険証をご準備のうえ、お電話ください。

健診(検診)項目	対象者(植木地区に住む方以外も対象となります)
特定健診※1	・熊本市国保加入の40～74歳の方 ・国保以外の被扶養者(一部を除く)※2
後期高齢者健診※1	後期高齢者医療保険に加入の方
肺がん検診	40歳以上の方
胃がん検診	
大腸がん検診	
乳がん検診	40歳以上の偶数年齢の女性
子宮頸がん検診	20歳以上の偶数年齢の女性

来 年 3 月 3 1 日 時 点
の 年 齢 で す。

- 受けたい健診を選んで申込みください。
- 年度内に同じ健診を受診された方は申込みできません。
- ※1 生活保護の方は、保護課より6月末頃に特定健診申込書を配布していますので別途医療機関での受診をお願いします。がん検診は申込みができます。
- ※2 詳しくはご加入の医療保険者へお問合わせください。
- 詳しくは、・がん検診は健康づくり推進課(☎328-2145)へ。
・特定健診、後期高齢者健診は国保年金課(☎328-2290)へ。

平成27年度

65歳以上の方の介護保険料が決定しました

65歳以上の方へ、8月上旬に平成27年度の介護保険料納付通知書または決定通知書を送付します。

介護保険料について

介護保険料年額は、本人の所得および世帯の市民税課税状況等に応じて13段階に分かれており、平成27年度の介護保険料基準額(下表第5段階)は**年額68,400円(月額5,700円)**です。

段 階	対 象 者	算 式	保 険 料 年 額
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税の方 本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	30,780円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.625	42,756円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	51,300円
第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.875	59,856円
第5段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	68,400円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	78,660円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.30	88,920円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	102,600円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額×1.65	112,860円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.80	123,120円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額×1.90	129,960円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.00	136,800円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上の方	基準額×2.10	143,640円

老齢福祉年金 : 明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方やほかの年金を受給できない方に支給される年金です。

課税年金収入額 : 老齢・退職年金など市民税の課税対象となる年金額で、障害年金、遺族年金、老齢福祉年金などは含まれません。

合計所得金額 : 収入から必要経費を差し引いた額です。例えば公的年金収入のみの方であれば、年金収入額から必要経費にかわるものとして公的年金等控除額を差し引いた額です(扶養控除、医療費控除、社会保険料控除、基礎控除など所得控除前の額。土地・建物か株式の譲渡所得がある場合は特別控除・繰越控除前の額。地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額)。

**介護保険料の
支払い方法**

- 納付書で毎月納める普通徴収と、年金から天引きされる特別徴収に分かれます。
- 普通徴収の方…決定した保険料の年額から、仮算定期間の保険料(4月～7月期)を差し引いた金額を、残りの納期(8月～3月期)の各月に納めてください。【便利な口座振替をぜひご利用ください。】
- 特別徴収の方…決定した保険料の年額から、仮算定期間の保険料(4月・6月・8月期)を差し引いた金額が、残りの納期(10月・12月・2月期)の各月に年金から天引きされます。

**介護保険料の
減免について**

介護保険料の所得段階が第2・第3段階の方は、一定の要件に該当すれば、申請により第1段階相当額に減額になる場合があります。また、災害などで住宅、家財、その他の財産が被害にあった場合や、生計維持者が長期入院・死亡・失業などにより収入が著しく減少した場合、居住用財産を公共事業や債務返済のために売却した場合などは、申請により介護保険料が減額になることがあります。

詳しくは、区役所福祉課または高齢介護福祉課(☎328-2347)へ。